

卸売市場法及び川崎中央卸売市場業務条例・同条例施行規則に基づく遵守事項の公表

(令和2年6月21日から適用されます)

卸売市場法に基づく順守事項（共通ルール）

事項	内容
売買取引の原則	取引参加者は、公正かつ効率的に売買取引を行わなければならない。
差別的取扱いの禁止	卸売業者は、出荷者、仲卸業者、売買参加者その他の買受人に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。
売買取引の方法	卸売業者は、開設者が定めた売買取引の方法により卸売を行わなければならない。
売買取引の条件の公表	卸売業者は、その取扱品目その他売買取引の条件（売買取引に係る金銭の收受に関する条件を含む。）を公表しなければならない。
受託拒否の禁止	卸売業者は、卸売のための販売の委託の申し込みがあった場合には、正当な理由がなければ拒んではならない。
決済の確保	取引参加者は、開設者が定めた決済の方法により決済を行わなければならない。また、卸売業者は事業年度ごとに事業報告書を作成して市長に提出するとともに、出荷者から閲覧の申出があった場合には、正当な理由がある場合を除き、事業報告書の貸借対照表、損益計算書の部分について閲覧させなければならない。
売買取引の結果等の公表	卸売業者は、主要な品目の日ごとの卸売予定数量・卸売結果、月毎の委託手数料の受領額、奨励金等の交付額を公表しなければならない。

売買取引及び決済の方法（中央卸売市場の認定を受けるにあたり開設者が定めるべき事項）

改正卸売市場法第4条第4項に基づく公表

事項	内容
売買取引の方法	卸売業者が行う売買取引は、せり売若しくは入札の方法又は相対取引の方法によらなければならない。
決済の方法	取引参加者が売買取引を行う場合の決済は、別途特約を結んだ場合を除き、市条例施行規則で定める支払期日までに、現金払、小切手の振出し、送金払のいずれかの方法により代金を支払わなければならない。

川崎市中央卸売市場北部市場独自の遵守事項（その他のルール）

改正卸売市場法第4条第5項第6号ハに基づく公表

事項	内容	定めた理由
許可を受けた部類以外の物品取扱い	卸売業者及び仲卸業者は、許可を得た部類（水産物・青果・花き）以外の品目を扱う場合は市長の承認を得なければならない。（第7条）	市場の健全な運営を阻害しない範囲で取引の自由化を図るため。
せり人の届出	卸売業者は、せり人について、市長に届出なければならない。（第19条）	せり売りの業務を適正かつ円滑に実施するため。
仲卸業者の営業報告書の提出	仲卸業者は営業報告書を作成し、定められた期日までに市長に提出しなければならない。（第30条）	仲卸業者の財務の状況等を把握するため。

売買参加者の届出	卸売業者から卸売を受けようとする者（仲卸業者を除く。）は、市長に届け出なければならない。（第 31 条）	卸売に参加する者を把握し、必要に応じて管理監督を行うため。
受託契約約款の届出	卸売業者は販売委託の引受けについて受託契約約款を定めたときは、市長に届出なければならない。（第 44 条）	売買取引の実態を把握するため。
販売原票の提出	卸売業者は、卸売をしたときは、品名、産地、出荷者、等級、数量、単価及び買受けの相手方を記録した販売原票を作成し、その写しを市長に提出しなければならない。（第 47 条、規則第 56 条）	売買取引の実態を把握するため。
売買取引の制限（現行のとおり）	市長は、談合その他不正又は不当な行為があると認められるときは、その売買の差止め又はせり直し若しくは再入札を命ずることができる。（第 49 条）	卸売市場における公正な取引を確保するため。
衛生上有害な物品の売買禁止（現行のとおり）	衛生上有害な物品は市場において売買し、又は売買の目的をもって所持してはならない。（第 50 条）	卸売市場における安全・安心な生鮮食料品等の供給を確保するため。
売買取引の結果等の報告	卸売業者は、毎開場日の卸売予定数量、卸売結果（数量及び価格）並びに毎月の卸売をした品目別の数量、卸売金額等を市長に報告しなければならない。（第 51 条）	売買取引の実態を把握するため。 開設者が公表すべき事項の基礎資料とするため。
商物分離取引及び自己買受の数量等の報告	卸売業者は、卸売市場外にある生鮮食料品等の卸売及び自己買受をしたときは、毎月、その数量及び金額を市長に報告しなければならない。（第 51 条、規則第 35 号様式）	売買取引の実態を把握するため。
直荷引きの数量等の報告	仲卸業者は、卸売業者以外の者から買い入れ又は委託を受けて販売したときは、毎月その数量及び金額等を市長に報告しなければならない。（第 55 条、規則第 37 号様式）	売買取引の実態を把握するため。
品質管理（現行のとおり）	取引参加者は品質管理に努めなければならない。また、卸売業者、仲卸業者は品質管理責任者を定めて市長へ届出をしなければならない。（第 60 条）	卸売市場における適正な品質管理を確保するため。

*